

## 国立大学法人岡山大学 知的財産ポリシー

平成16年 4月 1日 制定

平成30年11月15日 改定

令和2年11月 9日 改定

岡山大学の理念は、高度な知の創成(研究)と的確な知の継承(教育と社会還元)であり、これを通じて社会の発展への貢献、特に、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献する活動に取り組み、持続可能な社会の実現を牽引することとしています。

この理念の実現に向けた取組の一環として、研究成果の普及を効果的に推進するための知的財産活動は、大学経営上においても重要であることから、以下の事項をポリシーと定め、本学の研究成果の有効活用を図ります。

- 1 岡山大学は、職員によって学内での研究等の結果生み出された発明等について、産業上の利用可能性等を評価の上、発明者から当該発明等にかかる知的財産権を承継します。
- 2 岡山大学は、職員から承継した知的財産権の技術移転等による効果の最大化に向けて、最適かつ広範囲な産業分野で知的財産権が活用されるよう戦略的な取組を展開します。
- 3 岡山大学は、本学の研究成果が国内外で広く活用されるよう技術移転機関と連携し、技術移転活動を推進します。また、発明等を活用した産学連携活動(ベンチャー企業の育成を含む。)を推進します。
- 4 岡山大学は、技術移転等により得た収入及び共同研究など産学官連携活動により得た収入を、研究に対するインセンティブを高めるための措置として、発明者に効果的に還元するとともに、新たな知の創成を支援する組織的な活動に役立て、新たな知の創成のための効率的な取組を進めます。
- 5 岡山大学は、知的財産の創出支援、権利化、技術移転に関する業務を一元的に管理する組織を設置し、迅速かつ効率的に意思決定を行います。
- 6 岡山大学は、知の継承のためには産業分野で有効な知的財産権の確保が重要であることを職員が理解し、論文・学会発表等による研究成果の公開に先立ち、速やかに知的財産権確保のための手続きを進めるよう啓発活動を行います。
- 7 岡山大学は、関係する規程類の整備・適切な見直しを図り、透明性の高い知的財産活動を行い、十分な説明責任を果たします。